

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	第1回枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会
開 催 日 時	令和6年9月26日（木） 10時00分から 12時15分まで
開 催 場 所	市役所別館4階 特別会議室（WEB併用）
出 席 者	会場出席： 花田委員（会長）、石橋委員、前川委員、益田委員 WEB出席： 鍋島委員（副会長）
欠 席 者	—
案 件 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 委員紹介</li> <li>3. 案件 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会長、副会長の選任について</li> <li>(2) 諮問</li> <li>(3) 審査会の運営について</li> <li>(4) ひらかたゼロカーボン推進事業（効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入）に係る事業者選定について <ol style="list-style-type: none"> <li>①募集要項について</li> <li>②要求水準書について</li> <li>③事業者選定に係る評価基準について</li> </ol> </li> <li>(5) プレゼンテーションの実施方法について</li> </ol> </li> <li>4. その他</li> <li>5. 閉会</li> </ol>
提出された資料等の名	資料1 諮問書（写） 資料2 ひらかたゼロカーボン推進事業（効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入）募集要項（案） 資料3 ひらかたゼロカーボン推進事業（効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入）要求水準書（案） 資料4 ひらかたゼロカーボン推進事業（効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入）評価基準（案） 資料5 提案審査の配点について 資料6 ひらかたゼロカーボン推進事業（効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入）様式集（案） 資料7 プレゼンテーションの実施方法について（案） 資料8 枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会日程（案） 参考資料1 委員名簿 参考資料2 出席者名簿 参考資料3 審査会の運営に係る条例等の抜粋 参考資料4 評価メモ 参考資料5 質問シート
決 定 事 項	各案件について概ね案件のとおりで異議なしであった。一部文言の修正等があるものについては、公表前に各委員で再度確認を行う。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第3項、第6項に規定する「情報の公開をしないことができる情報」に該当する内容について審議するため
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本審査会の答申後に公表
傍 聴 者 の 数	0人
所管部署（事務局）	環境部 環境政策課

## 審 議 内 容

### 1. 開会

事務局： それでは定刻となりましたので、只今より第1回枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会を開催いたします。本日は委員の皆様、お忙しい中出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局を担当させていただきます、環境部環境政策課長の伊賀と申します。よろしくお願いいたします。

会長と副会長の選任、諮問までの間、事務局で進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

併せて、本日の会議録作成にあたりまして、会議内容を録音させていただいております。ご了承いただきますようお願いいたします。

また、会議の公開、非公開の決定については、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条第1項の規定に基づき原則公開することとしております。

本日は会議を傍聴される方が現時点でおられませんのでご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、伏見市長から、一言ご挨拶させていただきます。

市長、よろしくお願いいたします。

市長： みなさんおはようございます。枚方市長の伏見隆でございます。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、第1回枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本市におきましては、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指しまして地域の脱炭素化をさらに加速させていくために、本市のため池におきましてフロート式の太陽光発電の設備を設置したり、「ひらかたゼロカーボン推進補助金」を創設し再生可能エネルギーの導入や省エネを促進していくための市民・事業者への取り組みに対して補助制度を創出するなどの取り組みを進めているところでございます。

また、率先して脱炭素の取り組みを推進するため、2030年度までに市の施設や事業において排出される温室効果ガスの排出量を2013年度比で51%削減するという目標を設定しており、この目標を実現するため、本市が所有する施設の電力の一括調達と併せまして太陽光発電設備や省エネ設備の導入を一体的に実施していきたいと考えているところでございます。

そこでこの度、本事業によりまして、電力の安定調達と脱炭素の取り組みを同時に実現するための具体的な提案を民間事業者に求めていくため、本審査会を設けたところでございます。

委員のみなさまにおかれましては、事業者の選定にあたり、十分なご審議、また忌憚のないご意見等をお願いしたいと思います。本市のゼロカーボンの取り組みに向けて皆様の貴重なご意見等を賜りたく存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

### 2. 委員紹介

事務局： つづきまして、審査会の委員の皆様をご紹介します。

参考資料1の委員名簿をご覧ください。お名前の50音順での、ご紹介とさせていただきます。

ます。

はじめに、税理士法人天の川パートナーズ 税理士の石橋洋平委員でございます。

委員：石橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：つづきまして、大阪公立大学大学院工学研究科 教授の鍋島美奈子委員です。

委員：鍋島と申します。よろしくお願いいたします。

事務局：つづきまして、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員の花田眞理子委員です。

委員：花田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：つづきまして、大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課 課長補佐の前川智則委員です。

委員：前川でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：つづきまして、江口・浅野法律事務所 弁護士の益田響委員です。

委員：益田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：以上、5名の委員の皆様で、事業者の選定審査を行っていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は全委員にご出席いただいております。枚方市附属機関条例第5条第3項で規定する委員の2分の1以上の出席となりますので、この審査会が成立していることをご報告いたします。

次に、参考資料2の名簿をご覧ください。

本審査会事務局の紹介につきましては、こちらの参考資料をもちまして、紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 3. (1) 会長、副会長の選任について

事務局：次に、次第の3. 案件(1) 審査会の会長及び副会長の選任をお願いしたいと思います。本審査会の設置根拠である枚方市附属機関条例第4条において、会長及び副会長を置くこととしており、その選任につきましては、委員の互選によるとされています。ご推薦などはございますでしょうか。

委員：事務局からご提案があれば一任してはどうでしょうか。

事務局：それでは事務局よりご提案させていただきます。

今回の審査会では、市有施設のエネルギー使用量削減及び脱炭素施策への取組に関する事業内容を踏まえまして、環境の専門家であり、昨年度まで本市環境審議会の会長として市の環境関連計画のとりまとめをしていただきました花田委員に会長をお願いしてはどうかと考えております。

また、副会長には、エネルギー消費及び省エネ分野の専門であり、他市においても事業者選定審査の経歴をお持ちの鍋島委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

委員一同：異議なしです。

事務局：ご異議がないようですので、花田委員が会長に、鍋島委員が副会長に選任されました。恐縮ではございますが、花田会長、お席の移動をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<席移動>

それでは、花田会長から、会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 : ただいまご指名にあずかりました花田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。  
また、副会長の鍋島先生とはいろいろなところでご一緒しているので大変心強く思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

とにかく今年も近年まれにみる暑い年だという総括がされていますけれども、さきほど市長のご挨拶にありましたゼロカーボンというのを 2050 年目指していくわけですが、2030 年目標をまず達成するということが非常に困難な状況になってきていると思います。一方で、熱中症のこともそうですし、災害のこともそうですし、適応ということが求められています。

このたび枚方市では、ゼロカーボンを見据えた電力の安定調達あるいは供給面で取り組みを進めていこうということで、この審査会が立ち上がったと考えております。事業者の選定というのは非常に慎重に行う必要がございます。本審査会は、事業者の選定を適正に行うため、審議及び答申をするために構成されたものでございます。

鍋島副会長とともに、また委員の皆さまのご協力を得ながら本審査会の円滑な運営・議事進行に努力して参りたいと考えております。またご意見を色々賜りたいと思います。事務局の方にもお世話になると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 : ありがとうございます。つづきまして鍋島副会長から、就任のご挨拶をいただきたいと思います。

副 会 長 : 改めまして鍋島です。全国的にいろんな自治体で再生可能エネルギーの割合を高めていこうということで取り組みが進んでいると思いますけれども、枚方市の事例が、先進的で他の自治体の参考になるような素晴らしい取り組みになるように、花田会長と共にサポートしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 : ありがとうございます。それでは、ここからの進行は花田会長にお願いしたいと思います。

会 長 : はい、改めましてよろしくお願いいたします。

### 3. (2) 諮問

会 長 : それでは、次第をご覧ください。つづきまして案件(2)「諮問」について、ひらかたゼロカーボン推進事業(効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入)に係る事業者の選定についての諮問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 : それでは、審査会への諮問をさせていただきます。

諮問につきましては、伏見市長から花田会長へ諮問書をお渡しいたします。委員の皆様におかれましては、資料1の諮問書(写)をご覧ください。それでは、伏見市長、花田会長、移動をお願いいたします。

なお、今後、本審査会の開催状況を本市ホームページに掲載する為、記録として撮影させていただきます。ご協力を宜しくお願い致します。

市 長 : 枚方市附属機関条例第1条第2項の規定に基づきひらかたゼロカーボン推進事業に係る事業者の選定について、貴審査会に諮問いたします。枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会 花田会長様 令和6年9月26日 枚方市長伏見隆  
宜しく申し上げます。

会 長 : 承りました。どうぞよろしく願いいたします。

事 務 局 : ありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、伏見市長は他の公務が入っているため、ここで退席させていただきます。

市 長 : それでは失礼いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 : それでは、次の案件の前に、事務局より、資料の確認をお願いできますでしょうか。

事 務 局 : 資料の確認をさせていただきます。

- ・次第
- ・資料1の諮問書(写)
- ・資料2の募集要項(案)
- ・資料3の要求水準書(案)
- ・資料4の評価基準(案)
- ・資料5の提案審査の配点について
- ・資料6の様式集(案)
- ・資料7のプレゼンテーションの実施方法について(案)
- ・資料8の枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会日程(案)

及び参考資料1～5でございます。

資料につきましては、タブレットを利用して電子データでご説明をさせていただきますが、見にくい場合などは、紙資料も適宜ご利用のほどよろしく願いいたします。

資料に過不足等ございませんでしょうか。

資料の確認は以上となります。

---

### **3. (3) 審査会の運営について**

会 長 : それでは次第に沿って進めていきたいと思えます。

案件(3)「審査会の運営について」、こちらも事務局から説明をお願いできますか。

事 務 局 : 審査会の運営についてご説明いたします。

ここでは、今後、審査会を進めるに際しまして、

- ・会議の公開、非公開
- ・会議録の作成や公表の時期
- ・委員氏名の公表、非公表

の、3点について決定していただきたいと思えます。

まず1点目の会議の公開、非公開についてご説明させていただきます。

参考資料3の2ページ「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧ください。冒頭でご説明しました内容と重複する部分もありますが、第3条にありますように、枚方市では会議を原則として公開することとしておりますが、(1)～(3)のいずれかに該当する場合は非公開とすることができると定めております。

第3条の(2)に「枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議」という記載がされております。

この非公開情報についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

枚方市情報公開条例の第5条の(3)、(6)として非公開情報にあたるものを抜粋しお示ししております。

本日の第1回審査会は、事業者を公募する際の情報である評価基準(案)をご審議いた

だくため、「(6) の特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められること」に該当すると考えております。

また、第2回審査会では、提案いただく民間ノウハウ等に関する情報が「(3) の法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するものとして非公開とすることが望ましいと考えております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

会議の公開、非公開の決定については、第3条第2項に、当該審議会がその決定をするものとしており、非公開とする場合は、第3条第5項に、その理由を明らかにしなければならないとあります。

よって、事務局案としましては、本審査会は、先の理由から、本日の案件(4)「ひらかたゼロカーボン推進事業に係る事業者選定について」以降、及び第2回審査会につきましては、非公開とすることが望ましいと考えております。

次に、2点目の会議録の作成や公表時期についてご説明します。

会議録の作成については、同規定、第6条第4項に定めがあり、審議の経過がわかるように発言者及び発言内容を明確にして記載することとなっています。

作成した会議録については、第7条第1項のとおり「会議録は公表とする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当した場合の会議の会議録は、非公表とすることができる」となっています。

以上のことから、事務局案としましては、ご発言は会長、副会長および委員の区分といたしまして、原則一言一句の記載により発言内容を明確にして作成させていただきたいと考えています。

また、会議録につきましては事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後に、公表する取り扱いとしてはどうかと考えております。

次に3点目の委員氏名の公表、非公表につきましては、同規定、第8条第1項に定めがあり、原則公表しなければならないとなっており、事務局案としましては、委員氏名は公表することが望ましいと考えています。

なお、事前に応募者が委員に接触することを防止するために、接触した場合は、その応募者を失格とすることを募集要項において失格事項に記載したいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

会 長 : はい、ご説明ありがとうございました。

ただいま審査会の運営についてご説明がありました。まず1点目の「会議の公開、非公開につきまして、事務局案は非公開ということでした。何かご意見・ご質問等はございますでしょうか。

委員一同 : 【異議なし】

会 長 : 非公開が適切かと存じますので、では事務局案どおり、本審査会は非公開と決定いたします。

つづいて2点目の「会議録の作成、公表及び公表の時期」につきまして、事務局案は、会議録は会長副会長および委員の区分で作成し公表する事とし、公表の時期については事業者が選定された後公表するというところでございますが、これについて何かご意見・ご質問等はございますでしょうか。

委員一同 : 【異議なし】

会 長 : よろしいでしょうか。では事務局案どおりとさせていただきます。  
次に3点目の委員氏名の公表、非公表につきまして、事務局案では公表、ただし接触などがあつた場合は速やかに事務局にご連絡して失格とするということでございます。これに対し、何かご意見・ご質問等がありますか。

委員一同 : 【異議なし】

会 長 : よろしいでしょうか。  
それでは委員氏名については公表するということで決定いたします。

### 3. (4) ひらかたゼロカーボン推進事業 (効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入) に係る事業者選定について

会 長 : 次に、案件(4)「ひらかたゼロカーボン推進事業 (効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入) に係る事業者選定について」ということで議論していきたいと思ひます。  
本件につきましては、「募集要項」「要求水準書」「事業者選定に係る評価基準」に分けて議論を進めたいと思ひます。一旦それぞれについてご議論いただき、のちほど、全体を通してご意見を伺いたいと思ひます。  
それでは、「募集要項」について、事務局から説明をお願いできますか。

#### ① 募集要項について

事 務 局 : 資料2のひらかたゼロカーボン推進事業 募集要項 (案) についてご説明いたします。まず1ページ目になります。事業内容に関する事項についてですが、「1. 事業の名称」、「2. 事業の対象となる市有施設の名称」については、要求水準書に基づきますので、後ほどご説明させていただきます。  
つづいて、「3. 市有施設の管理者等の名称」を記載しています。  
「4. 事業の背景と目的」についてですが、国のエネルギー基本計画における再生可能エネルギーの主力電源化、これらに関する自治体の役割等を踏まえ、本市において、長期の電力一括調達によるスケールメリットを活かして、太陽光発電設備や再生可能エネルギーを導入し、さらに省エネ設備を導入も合わせて一体的に取り組むことにより、「調達の効率化」「安定調達」「脱炭素化」の同時達成をめざすものです。  
2ページに移りまして、「5. 事業概要」を記載しています。  
ひらかたゼロカーボン推進事業は、「市有施設照明設備改良事業」、「市有施設太陽光発電設備導入 (PPA) 事業」及び「市有施設電力調達業務」を、一体のものとして実施する事業です。  
これ以降、「ひらかたゼロカーボン推進事業」を「本事業」、「市有施設照明設備改良事業」を「LED 化事業」、「市有施設太陽光発電設備導入 (PPA) 事業」を「PPA 事業」、「市有施設電力調達業務」を「電力調達業務」としてご説明させていただきます。  
民間事業者又は複数の民間事業者で構成されるコンソーシアムが行うとしている主な業務について、5. 1. から5. 4に記載しております。  
「5. 1. 事業計画の策定及び実行」では、コンソーシアムの代表者は、受注者の計画を把握し、本事業全体を統括し適切な進捗管理に努めることとしています。  
5. 2. に示す LED 化事業については、市有施設の既存照明器具を LED 照明器具に更新するために必要な設計、施工、工事監理を行っていただきます。

3ページの5. 3. に示すPPA事業については、太陽光発電設備を導入するための調査、設計、施工、並びに継続した電力供給を図るための維持管理、運営を行っていただきます。

5ページの5. 4. に示す電力調達業務については、市有施設への電力を一括して調達する事業で、供給する電力のうち、一部再エネの調達を行うもので、予定使用電力量は、令和5年度の実績等から年間2800万キロワット時としています。

次に、「6. 事業方式・事業スキーム」についてですが、「6. 1. 事業方式」は、以下の表にまとめて示しております。

6ページの6. 2. には本事業の実施に係る協定等について記載しております。

(1)には基本協定について、(2)には事業契約について記載しています。

基本協定を契約候補者であるコンソーシアムの構成企業と締結した上で、それぞれの事業・業務を実施する契約候補者と個別に事業契約を締結いたします。

「①LED化事業」については、議会の議決が必要となるため仮契約を締結いたします。仮契約は議会の議決を得て効力を得ることができることについて、記載しています。

「②PPA事業」及び「③電力調達業務」については、それぞれ記載のとおり契約を締結します。

7ページの「6. 3. 事業者の収入」には、本事業において本市が受注者に支払う各事業の対価について(1)から(3)に記載しています。

8ページの「7. 事業期間」についてですが、「7. 1.」の表にお示ししているとおりで、LED化事業は、契約の効力を発する日から令和10年3月末までの約3年間となります。PPA事業は、令和30年3月末予定で運転期間最長20年間となります。電力調達業務は、令和12年3月末までの約5年間としております。

「7. 2. 事業実施のスケジュール」は以下のとおりとしています。「(1)基本協定の締結」は令和7年2月で、(2)にLED化事業、(3)にPPA事業、(4)に電力調達業務について記載しています。

9ページの「8. 遵守すべき法令及び許可等」では、応募者は、必要とされる関係法令等を遵守することとしており、関係法令等は要求水準書に示しています。

次に、10ページから21ページにかけては、「第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項」を記載しています。

10ページの「1. 募集及び選定」には、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、本市の要求水準を満足するより良い提案を行った応募書を最優秀提案者、その次点の応募者を優秀提案者として選定するとして記載しています。

「2. 参加資格要件」の「2. 1. (1) 応募者の構成」についてですが、本事業への参加を希望する者は、各事業・業務の全部又は一部を行う能力を有した複数の企業で構成されたコンソーシアムで応募することとしています。

コンソーシアムの要件は、(2)のiからviに示すとおりとしています。

12ページの「2. 2. 参加資格要件」の「(1) 共通の参加資格要件」についてですが、コンソーシアムの構成企業は、市がプロポーザル等支援業務を委託している下記の事業者及び当該事業者と前項のvi. ウに示す資本関係などにある者でないこととしています。また、次の参加資格要件のいずれかを満たすこととしています。

①参加表明書類締切日において「枚方市競争入札参加資格」を有する者

②参加表明書類締切日において、次の1(i)～9(ix)の条件をすべて満たす者としていま

す。

②に示す要件は、枚方市の競争入札に参加する資格要件と同じ要件になります。今回の事業規模等を勘案し、競争性を高めるため現在入札参加資格を有していない場合でも、要件を満たす場合は参加できるようにするものです。

次に 14 ページ「(2) 各業務実施企業の参加資格要件」についてですが、コンソーシアムの構成企業のうち、各事業・業務を実施する者は、それぞれ次に示す要件を満たし、複数の事業・業務を行う企業は、それぞれの業務を実施する者に求める要件を満たすこととしています。

①LED 化事業を行う者の参加資格要件を、設計業務、施工業務、工事監理業務の区分ごとに示しています。施工業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面で関連がある企業同士が実施してはならないとしています。

②は PPA 事業を行う者の要件を、③は電力調達業務を行う者の要件を示しております。15 ページの「2. 3. 参加資格確認基準日」ですが、参加資格の確認基準日は、要件の中で特に定めがない限り、参加表明書類締切日としています。ただし、参加資格確認後、基本協定の締結日までの間に、応募企業又はコンソーシアムの代表企業が参加資格を欠くこととなった場合には失格とします。また、個別の事業契約の締結日までの間に、代表企業または個別の事業契約の当事者となる構成企業が参加資格を欠くこととなった場合には、当該事業の事業契約を締結しないこととしています。

その他、「2. 4. 構成企業の変更」、「2. 5. 再委託等の禁止」について記載しています。

「3. 最優秀提案者及び優秀提案者の選定方法」についてですが、本事業を実施する民間事業者の選定は、応募者が参加資格を満たしていることを確認する第一次審査と、応募者の提案内容を審査する第二次審査の二段階により実施することを予定しています。次に、「3. 1. 審査会の設置」についてですが、「枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会」の設置について記載しています。以降、当該審査会については「審査会」と略して説明させていただきます。審査会は、同審査会が定める審査基準に基づいて応募者の提出した提案書類等の審査を行い、審査会の審査により最優秀提案者と優秀提案者を選定するとしています。

「3. 2. 第一次審査（資格審査）」は、募集要項に示す参加資格要件を満たしていることの確認を目的とするもので、第一次審査に関する書類を提出した応募者を対象に参加資格の有無を確認します。

「3. 3. 第二次審査（事業審査）」についてですが、第一次審査の結果、参加資格があると認められた応募者は、第二次審査に関する書類（以下「提案書類等」という。）を本市に提出していただきます。審査会は、同審査会が定める審査基準に基づいて提案書類等の審査を行っていただき、最優秀であるとして選定された応募者を、最優秀提案者、次点であった応募者を優秀提案者として決定していただきます。

16 ページに移りまして、「3. 4. 留意事項」の（1）に失格事項について、（2）にプロポーザルの中止について記載しています。応募者がいないなど審査対象がいなくなった場合などについては、中止するとしています。

「4. 最優秀提案者及び優秀提案者の選定手順」について、「4. 1. 選定スケジュール」では 17 ページの表に日程と実施事項内容を示しています。このうち、令和 7 年 1 月 16 日のプレゼンテーション・ヒアリングが第 2 回審査会となります。

「4. 2. 選定方法」ですが、「(1) 募集要項及び参考資料の配布」は記載のとおり、10月7日(月)から10月25日(金)午後5時までの間で、環境政策課ホームページからのダウンロードとしております。また、参考資料については、担当部署で配布、一部は閲覧のみとなっております。「(2) 現地確認」については、申込受付期間を10月7日(月)から10月16日(水)正午までの間とし、申込書を提出された事業者宛てに現地確認実施期間である10月10日(木)から10月18日(金)で現地確認実施日を連絡いたします。

18ページの(3)から(4)は第一次審査及び第二次審査の書類に関する質問及び回答について記載しています。

19ページの「(5) 参加表明書及び第一次審査の書類提出」は、10月8日(火)から10月25日(金)午後5時必着としており、「(6) 参加資格確認結果の通知」については、11月1日(金)を目途に、参加表明書を提出された事業者の担当者宛に電子メールにて通知を行います。

「(7) 提案書の提出」については、11月12日(火)から11月22日(金)正午必着としています。

「(8) プレゼンテーション・ヒアリングの実施」についてですが、これが第2回審査会にあたります。開催日は令和7年1月16日を予定しています。

20ページの「③会場」についてですが、枚方市役所第2委員会室にて対面方式での開催を予定しています。「④実施概要」につきましては、後ほどの案件でご説明します。

「⑤審査委員による事前質問」は、応募者に対して審査委員のみなさまから質問を行う期間がある旨について記載しています。

次に、「(9) 審査方法・審査基準」ですが、後ほどご審議いただきます「評価基準」に基づき審査委員が審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者、次点者を優秀提案者として選定する旨を記載しています。なお、プレゼンテーションで説明があった内容についても、応募者の提案の一部として審査しますが、提案書記載に関連しない説明については審査対象外とさせていただきます。

(10)に審査結果について、(11)に契約手続きについてそれぞれ記載しています。最優秀提案者を契約候補者とし、さきほど説明した5ページの「第1 6.1. 事業方式」に示すとおり各種契約を締結します。

21ページの「5. 地域経済の振興等に関する配慮」についてですが、応募者は、本事業の実施にあたり、以下等により市内企業の育成や地元経済の振興、並びに地域雇用に配慮したものとすることを期待するとしています。

次に、20ページの「第3 提出書類」の「1. 提出書類の内容」についてですが、応募者からの提出書類について参加表明書及び第一次審査に関する提出書類及び、第二次審査に関する提出書類について、提出期限、提出先、提出物、提出方法、部数などについて記載しています。

「2. 提出書類の取扱い」について、「2. 1. 本事業において使用する言語」は、日本語としています。

「2. 2. 知的財産権等」については、(1)に、知的財産権等の使用にあたる責任及び負担についての内容、(2)に、提出書類の著作権等についての内容を記載しています。

23ページは「2. 3. 提出書類の変更の禁止」では、提出した書類の変更を不可とし、「2. 4. 提出書類の返却」では、書類は返却しないこととしています。

「2. 5. 情報公開」については、応募者が本市に提出した書類は、枚方市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示される場合があることのほか、非公開とする場合を記載しています。また、受注者が管理するものの取扱いについて記載しています。

「2. 6. 書類作成に要する費用」については、参加表明書、第一次審査書類などの作成及び提出等、事業の応募に係る費用は、応募者の負担としています。

24 ページの「第4 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項」の「1. 事業者の責任の明確化に関する事項」の「1. 1. 責任分担の基本的考え方」についてですが、本市及び受注者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指すとしています。

「1. 2. 想定されるリスクと責任分担」についてですが、別添資料4 リスク分担表(案)をご覧ください。表には、リスクの内容ごとに対象事業と負担者を示しています。

再度 24 ページに戻り、「1. 3.」にリスクが顕在化した場合の費用負担の方法について記載しています。

「2. 受注者の責任の履行の確保に関する事項」として、「2. 1. 提供されるサービスの水準」にサービス水準については要求水準書として提示する旨を記載しています。

そのほか、「2. 2. 事業者による業務品質の確保」、「2. 3. 事業の実施状況のモニタリング及び改善要求措置」示しています。「2. 3.」では(1)でモニタリングの方法等について、(2)で、改善要求、支払の減額等について記載しています。

「2. 4.」には業務の履行の検査等について記載しています。

「3. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項」では、「3. 1. 疑義が生じた場合の措置」、「3. 2. 管轄裁判所の指定」について記載しています。

「4. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項」の「4. 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置」については、本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに本市又は受注者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるとしています。

そのほか、25 ページの下方に「4. 2. 事業の継続が困難となった場合の措置」について、26 ページに「4. 3. 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合」について、「4. 4. 市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合」について、「4. 5. いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合」についてを記載しています。

「5. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項」には、「5. 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項」、「5. 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項」について、「5. 3. その他の措置及び支援に関する事項」についてそれぞれ記載しています。

最後に 28 ページの「第5 その他本事業の実施に関し必要な事項」では、「1. 担当部署」と「2. その他」として情報提供等について記載しております。

募集要項についての説明は以上です。

会 長 : ご説明ありがとうございました。ただいま、募集要項について事業の概要を含めご説明がありました。

7 ページの年度ごとの上限金額というところが、空欄になっているのですが、これは募

集要項として出すときには金額が入るのでしょうか。

事務局： そのとおりです。10月7日の公表の時点では入れる予定になっております。

会長： 今空欄なのはなぜでしょうか。金額についてここで議論するのでしょうか。

事務局： 上限金額は本市で決定し、予算措置を行っています。審査会において、募集要項等の内容を議論いただいた後に金額を入れる予定をしていましたので、いまこの場ではお示ししておりません。

委員： そこに関連してなのですが、3つの事業のそれぞれの金額的な規模感がわからないので、どれくらいの規模感なのかを知りたいです。

事務局： 概算になりますが、LED事業につきましては、令和7～9年度の3年間で約5億円程度となります。電力調達につきましては、令和5年度の使用量および支払いの実績で、年間約8～9億円くらいです。PPA事業については、発電した電力量を購入するということになり、この単価が概ね30～50円程度になると聞いています。PPAにつきましては、設置規模や事業者によって価格設定が大きく異なるため、単価にかなりの差がある状態となっています。

委員： 30～50円の単価で、想定している電力をかけると大体どれくらいになりますか。

事務局： 国の重点対策加速化事業の補助金を使って3か所に太陽光発電の設備を導入するのですが、その補助金が事業費の2分の1で約1億円ですので、だいたい設置自体は約2億円の規模となります。

委員： ありがとうございます。

事務局： さきほどの上限金額の空欄の件につきましては、漏洩の防止対策としてこういう表現の仕方もあったのですが、今回の案件についてはすでに予算化されておりますので、ここに関しては金額を入れた内容で改めて委員の皆様にご報告させていただくということをお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

会長： ありがとうございます。

それから益田委員、今の説明で概ねわかりましたでしょうか。

委員： 大体わかりました。ありがとうございます。

会長： 今の話でいくと電力調達とLEDにあまり差がないですね。それも意外な気がしますけれども。

事務局： LEDは3年間で約5億円を見込んでいます。電力調達は年間8～9億円ですが、5年契約となりますので、期間中に価格の見直しがあると想定しても、5年間で約40～50億円程度の規模になるかと思えます。

委員： PPA事業のところでもよろしいでしょうか。

PPAは3施設に導入となっており、施設ごとに導入する太陽光の容量が異なりますが、この契約は3施設別々にされるのでしょうか。

事務局： 3施設を一括して契約します。

委員： それでは上限金額は3施設とも同じということでもよろしいでしょうか。

事務局： 上限金額については施設ごとに設定するため、別々となります。

施設ごとに設置する容量も消費電力も異なりますので、それぞれの単価を出していただくことを想定しています。

委員： わかりました。この上限金額の設定の仕方というのは、どういう方法で設定されているのでしょうか。

事務局： 昨年度に環境省の補助金を活用して、公共施設への太陽光発電導入可能性調査を実施し

ており、その調査結果に太陽光をのせた場合の想定単価がありますので、それを参考に上限金額を設定する予定をしています。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：他にどうでしょうか。鍋島委員いかがでしょうか。

副会長：特に質問はありません。

委員：PPAのところ、さきほどだいたい2億円くらいということでしたが、今回最長20年契約なので、事業費は2億円×20年で40億円ということでしょうか。

事務局：事業者は設置費用として約2億円かかり、環境省補助がそこに約1億円入ります。発電した電力を使用した分だけ市が単価に基づいて支払うことで、事業者は設置費用を回収し、かつ利益を出すという仕組みになります。

委員：使用量にもよると思いますが、20年でいくら支払うのでしょうか。

事務局：概算ですがただいま計算しますので少々お時間いただきます。

なお、PPAの単価については、設置コストや乗せやすさ、屋根の形状など、事業者によって大きく異なるため、大体30円～50円、あるいはそれ以上の幅でかなり大きく動くものとなっています。

委員：20年間で1億円を回収してプラスちょっと稼ぐということになるのですね。

事務局：PPA事業者からするとそういうことになります。あと維持管理コストなども20年間で回収するということになります。

委員：いずれにしても数億円くらいになる感じですかね。

事務局：概算でいくとそのくらいになります。

さきほどのご質問いただきました20年間で支払う金額についてですが、かなり荒い概算となりますが、20年間で約1億3千万円程度となります。

委員：そうすると3つの事業の中で一番大きいのが電力調達というところで、他はちょっとという感じになるのですね。わかりました。ありがとうございます。

会長：単価に差があるということですが、そのあたりは選定の時の価格に現れるのでしょうか。

事務局：価格に反映されるものです。のちほど評価基準の所でもご説明させていただきますが、価格提案の所で評価することになります。

会長：太陽光パネルはずいぶん進歩しているような気がするんです。例えば今屋根ですることだけで考えていますけど、だんだん窓とか、今回は間に合わないと思いますがフィルム型とかずいぶん進んできているような気がするの、そのあたり先進的なものを取り入れていただく点も評価したくなるというところがあるのですが、それが必ずしも価格が安いと先進的というわけでもないですね。

事務局：そうですね。

会長：なかなか難しいですね。わかりました。ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。

委員：もう一点よろしいでしょうか。次の要求水準書のところにも関係するのですが、PPAについては事業者からの提案ということで3施設以外のところでも提案可能ということになっており、さきほど上限金額は施設によって別ということですが、追加施設の上限金額というのでも設定されるのでしょうか。

事務局：提案により追加された施設については施設ごとの上限は設定しません。ただし、加重平均により算出される提案価格の上限金額は3施設のとときと同様の金額とする予定です。

委員：募集要項には対象施設を示されていますが、追加提案では、どの施設を追加したらいいのか、対象施設を何か示されるのでしょうか。

事務局：さきほどのご説明の中でも出てきました昨年度実施した設置可能性調査の調査結果を資料として公開する予定です。

委員：分かりました。

会長：ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

それでは、年度ごとの上限金額に関しては、またお知らせいただけるということですね。

事務局：はい。改めて金額を提示させていただきます。

会長：分かりました。

では、金額を入れた形で募集要項を出していただき、他に変更点はないようですので、いったんこの内容で決定とし、次に要求水準書についてのご説明をお願いします。

## ② 要求水準書について

事務局：それでは資料3のひらかたゼロカーボン推進事業の要求水準書（案）についてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。「第1 総則」では、「1. 事業の名称」、「2. 本事業の目的」について記載しております。

「3. 本書の位置づけ」については、本市が、本事業を実施する民間事業者に求める業務の水準を示すものであり、受注者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならないとしています。本要求水準書は、受注者の募集及び選定にあたり交付する募集要項と一体のものとして提示するものであり、応募者が提案を行うにあたっての具体的な指針となるもので、応募者は、本要求書の内容を理解し、各種文書等に示す諸条件を遵守して提案を行うものとしております。

3ページの「4. 事業期間」は、表1-1に記載のとおりです。

「5. 市内事業者・市内産資材の活用」については、事業の実施にあたり、市内企業の育成や地元経済の振興、並びに地域雇用に配慮することを期待することとしています。

「6. 対象市有施設との調整」では、実施工程の作成や工事の実施にあたっては、受注者が各市有施設の施設管理者と事前に十分な協議を行うこととしています。「7. 部分使用」では、「LED化事業」は、施設ごとに事業が完了した時点で検査を実施し、部分引き渡しを原則とするが、部分引き渡しまでの間は、部分使用を行うものとしています。なお、完了検査は、照明改修事業がすべて完了した時点で実施する予定としております。

3ページの「8. 交付金活用への協力」として、PPAについては環境省の交付金を活用する予定としているため、その事務等の支援等について記載しております。

「9. 実施体制」は、アからキにかけて、事業契約締結後の事業統括責任者や各事業責任者の選定とその役割、必要な有資格者の配置などについて記載しています。

「10. 事業全体管理」については、アからオにかけて、契約締結後の全体管理について、事業計画をとりまとめること、個別事業の実施状況の定期的な報告、報告会議の実施等について想定しているが、事業者の提案によるものとしています。

また、個別事業が円滑に進むよう必要な対策を行うことや、各事業の実施状況等の情報発信等を通じて、再生可能エネルギーに関する普及啓発や環境教育の促進をはかることを事業者の提案によるものとしています。

4ページの11.には事業計画の作成について記しております。

「12. 要求水準達成状況等の確認」では、受注者による要求水準の確認、セルフモニタリングについてなど記載しております。

13.には貸与資料の取り扱いについて記載しております。

5 ページからは、「第2 LED 化事業に関する要求水準」について記載しています。

「1. 事業内容」の「1. 1 対象施設等の概要」では、施設名称、施設位置、対象とする範囲について記載しています。これらは、電力調達業務の対象建物のうち、小中学校などを除いた LED 未改修の施設で、対象とする範囲などについて、別添資料 1、参考資料 1 などで示しております。

「1. 2. 事業費」については、照明設備の LED 化に関する調査、設計、施工などの費用を事業費として支払うとしています。

「2. 照明器具仕様」については、アから 7 ページのヌにかけて法令等の遵守、器具の選定、性能や機能、光源寿命などについて記載しています。

6 ページの「3. 設計業務」では、アからキにかけて、設計図の作成、セルフモニタリング、自主検査、提出書類等について記載しています。7 ページの表 2-1 に主な提出書類をまとめて記載しています。

「4. 施工業務」では、アから 9 ページのネにかけて、施工に関する留意事項等を記載しています。7 ページのアからウには、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工すること、施工図面、施工内容、施工数量等を記載した実施計画書の作成や、工事を行う各施設管理者と協議・調整し、施行計画の立案することについて、エには、作業にあたっての安全管理など、8 ページのケに器具の取り付け方法、シに作業中の注意事項、ソに照度測定について、タに誘導灯などの交換、ツにアスベスト、PCB についてなどを記載しています。9 ページのニ.からは工事完了後のモニタリング、自主検査、提出書類等について記載しています。表 2-2 に施工業務に係る提出書類等を記載しています。

10 ページの「5. 工事監理業務」では、アからクにかけて工事監理業務の内容、構成企業の条件、市との定期的な協議・確認、要求水準及び提案内容の確認、工事完了後のセルフモニタリング及び自主検査や提出書類等について記載しています。表 2-3 に工事監理に係る提出書類を記載しています。

11 ページの「6. その他の事項」として、施工した照明器具の仮使用について、保険の付保、照明器具の保証期間について記載しています。

12 ページからは、「第3 PPA 事業に関する要求水準」になります。

「1. 事業内容」の「1. 1. 対象施設の概要」の「(1) 施設名称」、「(2) 施設位置」については記載のとおりです。これらの施設は、令和 5 年度に実施した公共施設への太陽光発電導入可能性調査の結果から選定しています。

「(3) 受注者の提案による対象施設の追加」については、受注者は、本市が示す 3 施設以外の施設を対象とした PPA 事業を提案できるとしています。本市は受注者と協議が調った場合に対象施設を追加するとし、この場合交付金の限度額を超えない範囲で提案していただくこととしています。

「1. 2. 事業概要」について、アからカに記載しています。受注者は、対象施設に対し現地調査、設備容量検討及び構造調査を行い、設置が可能な施設で設置場所の提供を受け、PPA 設備を導入するもので、PPA 設備の運転管理及び維持管理は自らの責任で行い、当該 PPA 設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給するものです。事

業終了後、本市が PPA 設備の撤去を求める場合、受注者は PPA 設備を撤去し、この場合において、撤去に要する費用は、本市が負担することとしています。

受注者は PPA 設備を本市へ無償譲渡することを基本としています。

「1. 3. 事業期間等」は、記載のとおりです。

13 ページの「1. 4. 事業費用」について、アからケに記載しています。施設の屋根等又は土地の使用料は全額免除とすること、本市は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を受注者に支払います。使用量は検定を受けた電力量計により計測します。エからクには契約単価に関する要件等を示しています。

契約単価は、公募時に提出したサービス単価とし、原則として、契約期間中において一定とするとしませんが、施設の用途変更などによる需要や物価の著しい変動があった場合、協議を求めることができるとしています。

次に、「2. 調査・設計業務」の「2. 1. 現地調査」については、記載のとおりです。

14 ページの「2. 2. 設備容量検討」では、本市が想定する設備の規模を示しております。こちらについては参考として、必ずしもこれを上回ることを求めるものではないとしています。そのほか、「2. 3. 構造調査」、「2. 4. 各種関係手続」について記載しています。

16 ページの「3. 施工業務」ですが、受注者は、設備工事前の調査・設計業務を行ったあとに、施設への PPA 設備の設置を行うこととしています。設置の条件は以下に示しております。

「3. 1. 太陽光発電設備」では、太陽光発電設備の要件を示しています。「3. 2. 工事の実施」では、アから 16 ページのソにかけて、工事における配慮事項、安全対策、停電対応などについて、また、工事完成時の自主検査、市の確認について、提出書類等について記載しています。

「4. 維持管理・運營業務」については、アから 17 ページのシにかけて記載しています。アでは、受注者は、PPA 設備による電力供給、維持管理・報告を行うとし、非常時には適切な対応を行うこと、本市及び市が委託している当該施設の電気主任技術者と責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出するとしています。イでは、企画提案内容が達成できない場合の損失について、また、ウからは PPA の事業実施中に想定される雨漏り、設備の異常、故障、施設の改修工事、移譲、売却などがあった場合の費用負担等の対応などについて記載しています。

17 ページのケからコでは、受注者は、PPA 導入による効果の検証方法を示し、検証結果の報告、再生可能エネルギーに関する普及啓発や環境教育の観点から、各施設におけるリアルタイムの発電量などの表示、月ごとの発電量など必要な情報の照会に応じることとしております。サ. からは、災害時などによる現場確認、点検など必要な対策について、また、被害防止、安全対策に万全を期すことなどについて記載しています。

「5. その他の事項」としまして、アから次ページのシにかけて、受注者と本市の間で、取り扱いを決めておく必要がある事項についてまとめて記載しております。

アでは、受注者は施設を事業以外の用途に使用しないことをはじめ、イに要求水準書に定める事項を履行しない場合の取扱いやこの場合の設備撤去時に防水層等を破断した場合の取扱い、ウに事業期間終了後の撤去に関する取り決め、エに施設管理者への説明業務、カに損害保険や賠償責任保険等への加入について、キに受注者の都合による事業中止時の取扱い、18 ページのクにリスクと責任分担に定めのない場合の本市との協議、ケ

に業務上知りえた情報等を漏らさないこと、コに本市が提供する資料の取扱い、シに要求水準書に定める事項に疑義が生じたときの取扱いなどについて記載しております。

次に、19 ページからは、「第4 電力調達業務に関する要求水準」になります。

「1. 事業内容」のアの対象建物およびイの需要場所については、主に市長部局の契約電力が高圧の施設を対象としており、別添資料2に記載しています。

「2. 要求水準・仕様」の「2. 1. 供給電気方式等」のア. 供給電気方式からカ. 発電設備について、「2. 2. 契約電力及び予定使用電力量」の(1)契約電力については、別添資料2のとおりとなります。

(2) 予定使用電力は、年間、2800 万キロワット時となり、需要場所ごとの予定使用電力量(3) 電力使用実績及び電力使用計画についても別添資料2に記載のとおりです。

「2. 3. 契約使用期間」につきましても別添資料2に記載しております。

20 ページの「2. 4. 供給電力の要件等」ですが、供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合について記載しています。また、価格等も勘案し、本書に示す要件以上の割合で、再生可能エネルギーを調達できることを期待するとしています。また、再生可能エネルギーを証明する証書等について記載しています。

そのほか、「2. 5. 需給地点」、「2. 6. 電気工作物の財産分界点」、「2. 7. 保安上の責任分界点」、「2. 8. 電力の検針及び計量」、「2. 9. 電気料金の算定」、「2. 10. 力率」を記載しております。

21 ページの「2. 11. 燃料調整費等」については、提案価格等の算定に関する事項を含め記載しています。

「2. 12. 電気料金の請求等」についてですが、電気料金の請求を各需給施設に分けて行うこと、電子データの提供や過年度と比較できるかたちで整理することについて記載しています。

「3. 再生可能エネルギー電力の確認」についてですが、再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が 80%以上を満たすことを確認できる資料等の提出について記載しています。

「4. その他」では、契約期間中に対象施設の増減が生じる場合や、各受電場所の実績使用量が予定使用料に満たない場合、あるいは超過した場合の取扱い、契約書等に定めのない事項についての協議について記載しています。

要求水準書の説明は以上となります。

会 長 : ご説明ありがとうございました。

まず、PPA の設置場所が3か所ありますが、この3か所はどのように選定されたか教えていただけますか。

事務局 : 昨年度実施した公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査の結果で、陸屋根で周りの影響もなく、自家消費率の観点も含めながらある程度規模がのせられる、実現可能性が高い上位3施設を選定しました。

会 長 : 分かりました。共同調理場と市民体育館、それから杉中学校ということですが、市民体育館というのはいろんな方が利用されるのでぜひ発電量であるとかそれがどれくらいの効果があるかということを来た方が自然に目に入るようにしていただくといいのかなと思ったのと、それから中学校に設置するので、ぜひそれを教材にして利用していただくといいのではないかなと思うのですが、そのあたりの提案は今回求めないのでしょうか。啓発してくださいということは書いてあるのですが。

事務局 : 17 ページのこの再エネに関する普及啓発、環境教育の観点というところが、まさに発電量がリアルタイムでわかるようにというところになります。

会長 : どういう形で示すかというところが提案の中で出て来ると考えたらいいですか。

事務局 : そうですね。これについては、広く市民の方が使う体育館や中学校、第一学校給食共同調理場におきましても施設見学する場所がございますので、そういったところに事業者ならではの提案があればと思っています。

会長 : そうですね。それは見せていただく機会があるかなと思ってお尋ねしました。ありがとうございます。それではご意見ご質問いかがでしょうか。

委員 : PPA についてですが、契約じゃなくて電力供給期間が終わった後の設備の所有権の所在は枚方市に移転するのでしょうか。

事務局 : 基本的には市への無償譲渡を考えています。

委員 : 工事の実施に関係するのですが、法令を守って作ってくださということとは色々書かれています、私が扱っている太陽光発電所の裁判では、法令は守っているけれどもモジュールの仕様書のやりかたには従っていないといった問題があるので、法令を守る以外にも何か入れた方がいいのかなと思いました。ただそれは契約書の段階でカバーもできるので、どこで考えたらいいのかなと悩んでいるところです。

「仕様書の内容に反しない施工を行う」というのも基準に入れてもいいのかもしれないと思っています。

事務局 : 特に PPA の事業でやるということは事業者の方にも収入が入ってくると思うので、それはもちろんきっちりしていただかないと、事業者もプラスにならないということもあるので、そのあたりもチェックしながらできたらいいかなと思いますね。

委員 : そうですね。確かに仕様書には合致していないけど、電力的にはこっちの方が有利だからって勝手にやっちゃったのか、やった後に言い訳しているのか分からないですけど、そういうこともあるので事前にカバーできたらいいのかなと思います。

それに関連してですが、契約の流れというのは、ここで事業者を選定して契約書をつくるのは2週間くらいあるのでそこで詰めるのですか。

事務局 : そのとおりです。

委員 : 大体枚方市で用意したひな形を使って向こうから要望があったところはどうするかという感じでしょうか。

事務局 : 詳細につきましては別途協議して契約していくと考えています。

委員 : こちらから提示するひな形の中にそういう項目を入れればよさそうですね。

会長 : なかなか気づかない大切などと思いますので、後々禍根を残さないためにも、ご意見ありがとうございます。他にご意見ご質問いかがでしょうか。

委員 : PPA の対象施設で給食の共同調理場があるのですが、これは夏休みや冬休みで学校が休みのときにも電力需要というのはあるものなののでしょうか。

事務局 : 確かに夏休みの期間については、電力需要はかなり減ることにはなります。

委員 : その間発電した電力というのは売電できるものなのか、捨てることになるのか、PPA 単価に影響すると思うのですが。

事務局 : 環境省の補助事業の要件上、FIT を使った売電はできない条件になっています。

委員 : そのとき、発電した量の何割までは自家消費、何割までが売電できるというのは条件で定められるのでしょうか。

事務局 : 環境省の補助要件が 50% なのでそこはしっかり守っていただく必要があります。

委員 : 分かりました。それともうひとつ、20年間と言いますと屋根の防水工事が金額に影響してくると思うのですが、20年の間に防水工事はあるのでしょうか。

事務局 : 今回のポテンシャル調査の3施設というのは、その中でも防水工事が比較的最近終わったところになりますので、20年間の同じようなタイミングで防水工事と太陽光がちょうど終わるくらいになります。

委員 : 特に金額はそのあたりを反映しなくても大丈夫ということですね。

事務局 : はい。

委員 : ありがとうございます。

LED照明についてですが、このLED工事には環境省の交付金は入るのでしょうか。

事務局 : 入りません。

委員 : わかりました。

既存照明と同等の性能以上をもつLED照明器具ということですが、既存照明器具が調光型の場合だったら調光型と示されていますが、普通のもの調光型では値段がだいぶ違うのでどれが調光型かというのは示されるのでしょうか。

事務局 : 事業者に参考資料等で提示する図面等である程度把握していただきます。

委員 : 分かりました。そこが金額に影響すると思いますのできっちり示してあげた方がよいかと思えます。ありがとうございます。

会長 : ありがとうございます。他いかがでしょうか。

副会長 : よろしいでしょうか。3ページの交付金の活用のところ、交付金はPPAに使うことだったと思うのですが、環境測定業務というのは何を求められているのでしょうか。

事務局 : CO<sub>2</sub>の削減量や発電量といったところになります。

副会長 : 環境測定っていう用語とはちょっとイメージが違うかなと思います。CO<sub>2</sub>を測るわけではないですね。

事務局 : CO<sub>2</sub>を測定するわけではありません。

交付金を活用した事業ですので、実際の発電量やCO<sub>2</sub>削減効果を、環境省に報告していかなければならないということがあるため記載しているものとなります。ご指摘いただいているとおり、環境測定業務という表現よりは事業の効果測定のような表現に変えた方がいいのではないかと思います。

副会長 : そうですね。それならわかります。

会長 : ストレートに書いてもいいのではないのでしょうか。

委員 : カッコ書きをそのまま書いたらいいのではないのでしょうか。

事務局 : はい、ありがとうございます。それではそのように修正させていただきます。

会長 : 他にどうでしょうか。

さきほどの益田委員からおっしゃっていただいたことは要求水準書には入れなくてよろしいでしょうか。

委員 : そうですね。契約締結までの期間が短い中で、契約締結の時にてこずると大変なので、先に示しておいたほうが後で揉めなくていいかなと思います。

会長 : 具体的にどうしたらというのはありますか。

委員 : これはLEDとPPAに共通なのですが、「特定の製品を使う時はその製品の仕様書の内容に従った施工方法で行う」とかを入れたほうがいいと思います。当たり前ではあるのですが、その方がその問題点はなくなるのかと思います。

会長 : 何かよからぬことを考えかけたらそこで歯止めになるということですね。

委員：特定の製品自体をそんなにかけるかというところや、そこに特化して限定するという行為がどうなのだという新たな議論が出てくると思うのでなかなか難しいですね。例えば製品名を書いておいて、それ同等もしくはそれ以上であると一言入れておくという表現はしておくこともありますね。

委員：製品名を特定するというよりは、受注者が自由に製品を使って工事をするのは自由ですけども、その使う製品に付属している仕様書の使用方法は守って下さいという一言でいいのではないかと思います。

事務局：今ははっきり分からないということもありますけども、アドバイスいただいていますので仕様の中で書く方がいいのか、要求水準のところどこまで入れるかというのはもう少しお時間いただいて、最終までには皆さんに共有させていただくというかたちでよろしいでしょうか。

委員：はい。お願いします。

会長：ありがとうございます。

それでは、要求水準書についてはこの内容でいったん決定ということにさせていただいて、あとはご相談の上、よい方向に変更していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

ではつづきまして評価基準についての議論に進みたいと思います。では評価基準についてご説明お願いできますか。

### **③事業者選定に係る評価基準について**

事務局：それでは、ひらかたゼロカーボン推進事業 評価基準（案）についてご説明させていただきます。

資料4 評価基準（案）の1ページをご覧ください。

「1. 本書の位置付け」についてですが、本評価基準は、本市が実施するひらかたゼロカーボン推進事業について、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するための審査方法などを示したもので、別途公表する募集要項と一体のもので、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものであるとしています。

「2. 審査の概要」の「2. 1. 審査方法」についてですが、本事業は公募型プロポーザル方式を用いた選定方法を採用し、枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会において、本評価基準に基づき実施するとしています。審査は、第一次審査と第二次審査があり、事業者の参加資格の有無、評価基準に基づいた事業内容の評価を行います。

「2. 2. 第一次審査」及び「2. 3. 第二次審査」についてですが、第一次審査は、資格審査で、第二次審査は、業務実績及び企画提案の内容について、応募者から提出された第二次審査書類に記載された事項とプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて審査し、評価項目ごとに得点を付与するものです。また、価格提案の評価については、応募者から提案された提案価格の得点化を行い、業務実績、企画提案及び価格提案の総合評価点を算定いたします。

2ページの、「3. 審査フロー」には、本事業における最優秀提案者・優秀提案者の決定までの流れを示しています。

3ページの「4. 参加資格審査」ですが、本市が各要件を満たしているかを確認し、審査会にその結果を報告するとしております。

「5. 提案審査」の「5. 1 提案審査の配点及び評価基準」ですが、応募者の業務実績、企画提案及び価格提案により総合的に評価します。

「(1) 提案審査の配点と総合評価点の算出方法」についてですが、提案審査における業務実績の評価、企画提案の評価、価格提案の評価の評価項目及び配点は、表1に示しています。なお、提案審査においては、基礎審査にて要求水準書記載事項への明らかな未達がないことを確認した場合は、各項目の基礎点として合計250点を付与するとしています。

審査会は、その基礎点と、このあとご説明致します(2)から(4)の業務実績評価点、企画提案評価点及び価格提案評価点を合計して得られた値を各提案者の総合評価点とします。

業務実績として各事業25点、合計75点で、企画提案及び価格提案の配点については、後ほどご説明いたします。合計点は1000点満点としています。

4ページの「(2) 業務実績の評価」については、表2の評価項目ごとに評価基準に従い実績件数や供給実績件数で評価することとしています。

「(3) 企画提案の評価」についてですが、審査会委員の皆様には、主に企画提案の評価を担っていただくとともに、評価全体の総合的なご意見をいただくこととなります。

企画提案の評価は、表3の評価の内容に示す区分をもとに、表4に示す項目ごとに5点満点で評価していただきます。この評価点に係数いわゆる重みを乗じた得点を付与し、その合計点を企画提案評価点とします。

なお、企画提案の評価については、5人の委員の合議による評価とします。

また、要求水準を満たしているかの確認については、一旦事務局で確認を行いますが、審査会として「満たさない」と判断した場合は「得点化しない」という評価となります。評価項目についてですが、大項目は事業全体と各事業に分かれており、中項目では事業全体として実施体制など3項目、照明設備改修事業では中項目で3項目さらに小項目で11項目、6ページのPPA事業では、中項目は4項目、小項目で12項目、電力調達業務では、中項目で2項目、小項目で5項目としており、それぞれの小項目ごとに評価の視点を記載しています。

ここで資料5をご覧ください。

この表は、業績評価・企画提案と価格提案の配点の割合を示したものとなります。

A案では業績評価・企画提案と価格提案の割合が5：5の配点となる場合をお示しています。

B案では、A案より業績、企画提案割合を多くし、業績評価・企画提案と価格提案の割合が6：4の配点となる場合をお示ししています。事務局としましては、本事業において電力一括調達のスケールメリットを活かした再エネと太陽光の導入を行って行きたいと考えていることから、価格も重要な要素と考えており、業績評価・企画提案と価格提案の割合は、5：5を基本に考えているところですが、プロポーザルによる選定であることもふまえ、企画提案の評価の割合を多くした案もお示しております。

企画提案の配点については、A案では、事業全体で20点、照明改修事業で80点、PPA事業で80点、電力調達業務で120点となっています。B案では、事業全体で25点、照明改修事業で100点、PPA事業で80点、電力供給業務で150点となっています。

さきほど評価基準(案)4ページの表3でご説明しましたとおり、評価点に係数を乗じたものが得点となるため、この係数については、各項目の中でも、本市として事業の背

景などを踏まえ、提案をより評価すべきと考える項目を、係数を大きくし、配点が高くなるようになっております。

画面の資料をご覧ください。例えば、LED改修事業については、省エネ効果を期待する事業であることから、“使用機器の選定”については係数をA案では2、B案では3としています。

評価基準（案）の7ページをご覧ください。

「(4) 価格提案の評価」についてですが、価格提案の評価は、算定式に示している方法で得点化します。今回お示ししている評価方法は、最低提案価格を満点として、最低提案価格から離れている割合で得点化する方法です。

価格提案評価点の計算にあたっては、小数点第3位以下を四捨五入することとします。

なお、全ての提案価格が上限金額を超えてはならないとしているため、各事業の提案価格がそれぞれの事業の上限金額を超えている場合は失格となります。

8ページの「5. 2. 最優秀提案者の選定方法」についてですが、審査会は、最も高い総合評価点を得た応募者を最優秀提案者、2番目に高い総合評価点を得た応募者を優秀提案者として選定していただきます。ただし、最も高い総合評価点を得た応募者が複数いる場合は、企画提案評価点が最も高い応募者を最優秀提案者として選定するとしています。

なお、業務実績の評価及び企画提案の評価において、資料5の裏面の最後に示している評価点を最低点とし、満たさない場合、または企画提案の評価において1つ以上「得点化しない」とした項目があった場合は、選定対象としないとしています。

評価基準（案）の説明は以上です。

続きまして、資料6 様式集（案）について説明します。

1ページから4ページに提出書類一覧を示しています。

5ページからの「2 作成上の留意点」では、「2. 1. 応募者名の記載」、「2. 2. 記載内容」、「2. 3 書式等」について、それぞれの留意点を記載しています。

6ページの2. 4には、第一次審査及び第二次審査に関する提出書類の編集方法について、7ページ2. 5. 提出方法について記載しています。8ページの「3. 様式集」以降に各様式を記載しています。

9ページから11ページには、参加申込及び質問書の様式となります。

12ページから38ページが、第一次審査に関する提出書類の様式となります。

39ページ以降は、第二次審査書類提出等に関する様式となり、49ページから54ページは、価格提案に関する様式となります。

55ページから62ページは企画提案書の事業計画、提案概要一覧の様式となります。

63ページから75ページは、企画提案書の様式となります。

76ページ以降は図面に関するものとなります。

説明は、以上でございます。

会 長 : はい、ありがとうございました。

非常に重要なところになってくるかと思えます。

まず、評価基準案について委員の皆様にお諮りしたいと思っております。

まず、この評価の仕方ですけれども、第二次審査まで来たということで基礎点がついています。それに加えて、ここは評価できるという点を5段階で評価するというやり方になっております。私達が評価するのはどの項目も5段階で評価し、その項目が重要だと

思うときは重みづけで2倍とか3倍になるというやり方なので、私達委員としては項目に対して良いと思う視点を1から5までつけるというかたちになっております。まず、この点よろしいでしょうか。

委員一同： 【異議なし】

会長： つづきまして、資料5をご覧くださいまして、価格点と企画提案点の割合なのですが、5：5にするか、せつかくプロポーザルという形をとっているのですが、むしろ企画提案内容の方を重視するような形の配点にする、つまり6：4で企画提案を6にするというのがB案になっています。どちらにしても私達がやることは一緒ですけれども、結果として価格を半分にするか、価格は少し抑え気味にして企画提案を6にするかということなのですが、これについてご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 価格の割合が小さい方がいいのかなと思いました。

会長： ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委員： やはり公募型プロポーザルということは事業者の提案内容を重視した選定の仕方だと思いますし、価格は上限価格が設定されていますので一定は抑えられるため、中身を重視する配点の方がよいかと思います。

会長： ありがとうございます。石橋委員、いかがですか。

委員： はい、私も目的等を考えると、企画力を重視するべきかと思います。

会長： ありがとうございます。副会長、いかがですか。

副会長： 私も同様の意見です。価格4で企画と業務6の割合がいいです。

会長： ありがとうございます。私もB案がいいと思っております。

それでは、B案でお願いできますでしょうか。その代わりしっかりプロポーザルの内容をみまますので、まずB案ということでよろしくお願ひいたします。

会長： 次に様式集でございますが、これは何か参考にされたものはあるのでしょうか。

事務局： 参考は、昨年度奈良県が同じようにLEDと太陽光と電力調達、これにZEBをプラスした事業をプロポーザルで公募した事例があり、それを参考にさせていただいております。

会長： ありがとうございます。

ではご説明のあった評価基準、こちらはB案になりましたが、それと様式集について、何かご意見ご質問ありますか。

委員： 18ページのところに、奈良県の「まほろばゼロカーボン」が残っていますが、こちらは間違いではないでしょうか。

事務局： ご指摘のとおりです。修正致します。

会長： ありがとうございます。ではその他いかがでしょうか。

委員： B案のところ、配点をちょっと動かしてもいいのかなと思っており、さきほどお聞きした、各業務の事業における総支出額で考えると、電力調達が40億で、LEDが5億ぐらい、PPAが1～2億ぐらいということなので、もう少し電力調達のところを増やしてもいいのかなと思いました。ただ、割り振りを調整するのが大変だなというところもあると思います。

会長： わかりました。現状、配点はLEDが100、PPAが80、電力調達が150となっております。

委員： 20ずつとって電力調達にあげてもよいかと思いますが、今回の募集では地元の材料を使うとか人材を使うということも重点を置いているということなので、電力調達に点数をあげすぎるとそっちは全く関係ないと思うのでそこも少し悩ましいなと思っています。

会長： 電力調達が大きすぎるということでしょうか。

委員 : そうではなく、金額・事業のボリュームをみたときにもっと電力調達を増やすべきだと思う一方で、国内の材料や地元の人材を使うという観点からいうとこのままでもいいのかなという悩みの共有です。

会長 : 規模感からいうとこれくらいの差があるのかなと思います。

委員 : もう少し差をつけてもいいのかなと思いましたけれども、募集の趣旨からすると、これは金額の話だけになってしまうので。

会長 : おそらくそのあたりのバランスの落としどころがこの 150 になったのではないかと思います。

委員 : そうですね。ではこのままで大丈夫かと思えます。

会長 : ご意見ありがとうございます。

委員 : PPA のところですけども、3 施設プラスアルファの追加提案がもしあった場合、それはどこで評価したらよろしいのでしょうか。

事務局 : 小項目の「導入設備の仕様」というところになります。

委員 : わかりました。

会長 : 評価基準のところ一言入れておいたらどうでしょうか。それありきではないですけど、評価基準が、私達が評価する時に参考にするものだとすれば、もし追加的なものがあつた時はここで考えてねという一文を入れておいたらどうでしょうか。

事務局 : 導入設備の仕様のところの記載を修正させていただきます。

会長 : ありがとうございます。

委員 : 3 施設のトータルの容量と 4 施設のトータルの容量が同じだった場合は評価としては同じになるのでしょうか。

事務局 : 要求水準書で示している量は、導入可能性調査で適正な量としている量を設定しているため、これを評価するときには、それが最大としているわけではないので、同じ 3 施設であっても容量を増やしているという場合も加点になると思います。

施設によっては、実際にはこちらが示している容量を置くことができないということもあると思うのですが、その場合は 4 施設にしてトータルとして容量が多いという場合も得点になると思いますし、同じであれば同じ点数になるのではないかと思います。

委員 : トータルの導入量で評価するということですね。

事務局 : 環境省からの補助金の上限が決まっていますので、設置コストを抑える工夫など、様々なことを検討していただくなかで容量を決められると思いますので、容量として多いところという見方をしていただくのが一番いいのではと思います。

会長 : ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

委員 : 電力調達業務の配点なのですが、リスクへの対応というところが 35 点入っているのですが、リスクへの対応というのは、電力をどこかで調達してこちらに流してくれればいいので、やることはどの会社も一緒になると思うので、こんなに点数をあげなくてもいいのかなと思いました。

事務局 : もともとこの安定調達を目指すというところで、コロナ情勢等で電気代が非常に上がるとか調達できなくて契約できませんという業者が出てきたという事例があったと思います。ですので、電力会社が自分のところで発電や再エネ電源、発電所をどれだけ持っているとか、きちんと安定して社会的要因が出てきたときでもちゃんと契約を続けられるというところが一つの柱として配点を高くしているということです。

委員 : そういうことならいいと思います。たしかにどこかで買ってくるというより自前でどう

にかしてくれるという方が安定していると思います。

会 長 : そのあたりは提案で見られるのですか。

事 務 局 : 提案の中に入ってくると思います。もし提案書に記載がない場合や記載内容が不足している場合は事前質問のときに追加資料を求めることも可能です。

おそらくいろんな発電事業者が来られると思いますので、どういった電源構成にされているのかとか、そういったところでご判断いただくということになるかと思います。

委 員 : 電力の安定供給でいうと、事業の安定性の方で評価するのかと思うのですが、わかりにくいですね。

会 長 : 市としてはここが一番気になる所だというのはなんとなくわかりますけども。

委 員 : リスクをもうちょっと具体的にどういうリスクなのかというところをお示しいただくと安定的な供給と差異ができるのかなという気がするのですが。

事 務 局 : ここの詳細をわかるような表現にさせていただくようにします。

会 長 : 評価基準の表記ですね。わかりました。ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

そうしましたら、評価基準の表記は別として、B案ということになったと思いますので、配点としては事務局から提示されたB案を採用、ということにしたいと思います。

このB案を反映した評価基準案をお示しいただけますか。

事 務 局 : ただいまお示しさせていただきます。

本日いただきました表現や表記に関する部分に関しては、整理させていただいて改めて共有させていただきます。

会 長 : これがB案を入れていただいた評価基準ということですね。わかりました。

それでは、私達がいただく提案審査の配点についての資料5については評価基準のところを整理させていただいてまたお送りいただけるということによろしいでしょうか。

事 務 局 : はい。

会 長 : ありがとうございます。

では、今まで全体を通しまして、募集要項の案と、要求水準書の案と、評価基準の案、それから様式集の案がございました。これらにつきましてご意見ご質問ございましたらおうかがいしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では提示していただいた募集要項、要求水準書、評価基準、様式集についてこの決定ということによろしいでしょうか。

委員一同 : はい。

会 長 : ありがとうございます。

では、案件(5)にいきたいと思います。プレゼンテーションの実施方法についてということで、事務局からご説明お願いできますか。

### 3. (5) プレゼンテーションの実施方法について

事 務 局 : それでは、案件(5)プレゼンテーションの実施方法についてご説明させていただきます。資料7をご覧ください。

まず、日時につきましては、令和7年1月16日木曜日、午後からを予定しています。開始時期につきましては、応募者数によりますので決まり次第お知らせさせていただきます。場所は、枚方市役所第3分館3階第4会議室で実施予定でございます。

次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、評価方法等について事務局からご説明をさせていただき、評価の観点や考え方等、共有すべき事項について協議をしていただいた上で、応募者のプレゼンテーションを実施させていただきたいと考えております。

プレゼンテーションのタイムスケジュールにつきましては、1 応募者につき、準備の時間を除いて 15 分間のプレゼンテーションを行っていただきます。その後 15 分程度、質疑時間をお取りしますので事前に確認していただいた資料や当日のプレゼンテーションに係る質疑を応募者に直接行っていただければと思います。

応募者退室後には、委員による評価の時間を 10 分程度予定しており、合計で 1 応募者につき約 45 分を予定しております。

なお、複数の応募があった場合のプレゼンテーションを行う順番は、提案書の受付順とさせていただきます。どうかと考えております。

プレゼンテーション終了後、評価の集約について事務局からご説明させていただいた後、事務局で評価集計を行うため、20 分程度、審査会を休憩させていただきます。集計終了後、審査会を再開していただき、評価結果について事務局から報告させていただきます。

この評価結果につきまして、項目ごとに特に企画提案事項について委員間で協議をしていただき、審査会としての評価を合議により決定していただきます。

審査会で御決定いただいた企画提案の評価、業務実績の評価、価格提案評価による点数を合計した総合評価点により、最優秀提案者と優秀提案者を選定していただき、答申をいただくこととなります。

以上で、プレゼンテーションの実施方法についての説明と提案とさせていただきます。

会 長 : ありがとうございます。

まず、プレゼンテーション 15 分、応募者に対する質疑 15 分ということですが、これは何分か前にベルを鳴らした方がよいと思います。複数いらした場合、時間の長短で不公平になるかなと思うので、その時間管理を事務局でお願いできますか。

事務局 : そのようにさせていただきます。

会 長 : ありがとうございます。

最優秀と優秀を決めるということは、最優秀と次点を決めるということですね。

事務局 : はい、そのとおりです。

会 長 : わかりました。

応募者がいなかった場合はどうなるのでしょうか。

事務局 : 応募者がいなかった場合は中止となります。

会 長 : わかりました。以上でございますが、みなさまいかがでございましょうか。

今は 1 月 16 日のことについてご説明がありましたが、それまでに、まず応募を締め切りますよね。第二次審査用の書類が出揃います。そしたら委員の皆様を送っていただけたらと思うのですが、その後、この 1 月 16 日までの間にこの点についてもうちよっと知りたいとか、ここが分からないとか、業者に聞いてほしいということがもし委員の先生方にあつたら、あらかじめ事務局から確認しといていただいた方がいいと思います。その上で、この質問に対してこの回答だったということプレゼンテーションまでに共有させていただくってことをした方がいいと思うのですが、そのあたりのスケジュールはいかがでしょうか。

- 事務局： はい、事務局としてもそのようにするべきと考えております。  
このあと詳しく説明する予定でしたので内容が前後しますが、参考資料5をご覧ください。書面上の事前評価を行う上で、疑問点や、さきほどの議論の中で出てきたような電力事業者の詳細な内容といった事業者へ確認したい事項がありましたら、提案書と一緒にお送りする質問シートにご記入の上、事務局に送っていただきたいと思います。質問シートについては随時受け付けさせていただくのですが、応募者に回答期限を設ける都合もありますので、大変忙しい時期にはなるのですが年内あたりを目処に送付いただきますようお願いいたします。
- 会長： 書類をいただくのはいつ頃になりますか。
- 事務局： 11月22日が提案書の提出期限になりますので、そこから順次確認してお届けさせていただきます予定です。
- 会長： 11月末頃にいただけるということですね。そしたら1カ月あるので、年末の忙しい時期で大変恐縮ではありますが、そうしておく方がいいかなという気はします。  
戻りまして、資料7のプレゼンテーションの実施方法について何かご意見ご質問とかありますでしょうか。
- 委員一同： 【意見等なし】
- 会長： それでは案件は以上ということで、次第4「その他」でございます。お願いします。

#### 4. その他

- 事務局： はい。それではその他についてです。資料8「枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会 日程（案）」をご覧ください。  
本日も審議いただきました内容で、案件（4）の募集要項でご説明しましたとおり、プロポーザル実施の公告を10月7日に行いたいと考えています。  
第2回審査会は、来年1月16日を予定しており、第2回審査会では、本日の案件（5）で決定いたしましたとおり、応募者によるプレゼンテーションとヒアリングを実施いたします。その後、最終優秀提案者及び優秀提案者の選定と審査講評を作成するため、審議の時間を設けさせていただきます。  
事務局におきましては、一次審査等の手続きを進めていきます。  
11月22日正午の締切後に、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様にもメール等で応募状況等を報告するとともに、応募者からの事業提案書を、各委員の皆様へ速やかに送付させていただきます。その際に参考資料4の評価メモと参考資料5の質問シートを合わせて送付させていただきます。  
評価メモは応募者が提出する提案概要一覧に、空欄の「評価できる点など」の欄と評価欄を追加したものとなります。  
委員の皆様には、応募者の提案書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただく際に評価できる点などを、メモ書きしていただきたいと思いますと考えております。  
また、参考資料5につきましては、書面上の事前評価を行う上で、疑問点や事業者へ確認したい事がありましたら、さきほど申しました通り大変お忙しい時期にはなるのですが、事務局へ送っていただければと思います。お願いいたします。  
11月末から12月中旬にかけて提案書について事前審査をしていただき、12月中旬には事前審査内容のとりまとめを予定しておりますので、誠に勝手ではございますが、12月13日頃をめどに一旦評価メモを事務局へ送付いただきますようお願いいたします。

会 長 : ありがとうございます。  
確認ですが、さきほど質問シートの締切は年内と仰っていなかったでしょうか。

事務局 : 事業者への質問は年内を目途に送付いただき、評価メモはこの時期に頂ければと思っています。

会 長 : 質問より評価の方が時間がかかると思いますので、20日くらいまででいかがでしょうか。

事務局 : 分かりました。もう少し余裕をもたせて、20日頃を目途とさせていただこうと思います。

会 長 : お願いします。  
質問シートは参考資料5で、事前審査は参考資料4ですね。  
参考資料の確認ですが、左からいきますと、提案の内容とか記載ページは事務局で入れていただけるので、委員が書いていただくのは評価できる点です。これは必須じゃないので、特にということがあれば結構です。あと、隣の評価というところに入れていただくと、おそらく自動的に係数が入っていて自動的に計算されるので、委員の皆様には評価できる点などがあれば、それと、評価に0～5を入れていただきます。  
ただ、0があるとはじかれるのではなかったでしょうか。

事務局 : 0は加点がないだけで“－(バー)”が要求水準を満たしていないということになります。

会 長 : 分かりました。バーが入るとその提案者がはじかれてしまうということをご考慮いただきつつ評価をしていただくということでございます。  
ですから、こういう理解でいいかどうかわかりませんが、参考資料5というのは、気になるところ、マイナスをチェックするというイメージかなと思います。  
参考資料4の評価メモの方はプラスの方を書いていただく感じかなと思います。  
宜しく願いいたします。  
事務局からの送付というのは提案書が郵送され、その前にざっと概要がメールで送られてくるのですか。

事務局 : そのとおりです。

会 長 : 分かりました。  
ただいまのご説明につきまして委員の皆様からご質問ご意見いかがでしょうか。

委員一同 : 【意見等なし】

会 長 : ご協力ありがとうございました。  
ただいま事務局より説明にありましてとおり、第2回の審査会は令和7年1月16日で日程が示されましたので委員の皆様よろしく願いいたします。対面ですので、ぜひ日程確保の方どうぞよろしく願いいたします。  
以上をもちまして第1回審査会を終了したいと思います。  
本日はありがとうございました。

一 同 : ありがとうございました。